

# 広島大学校友会 入会案内



ドリームチャレンジ賞・課外活動援助金支援

広報誌・メールマガジンの発行

会員優待特典（広島大学校友会 Club Off）

# 広島大学校友会とは

広島大学は、1949年に前身諸学校の流れを引き継ぎ、新制大学として創立以来、我が国有数の総合大学として発展して参りました。その間、多くの卒業生を送り出し、その卒業生は社会のあらゆる分野で活躍しております。



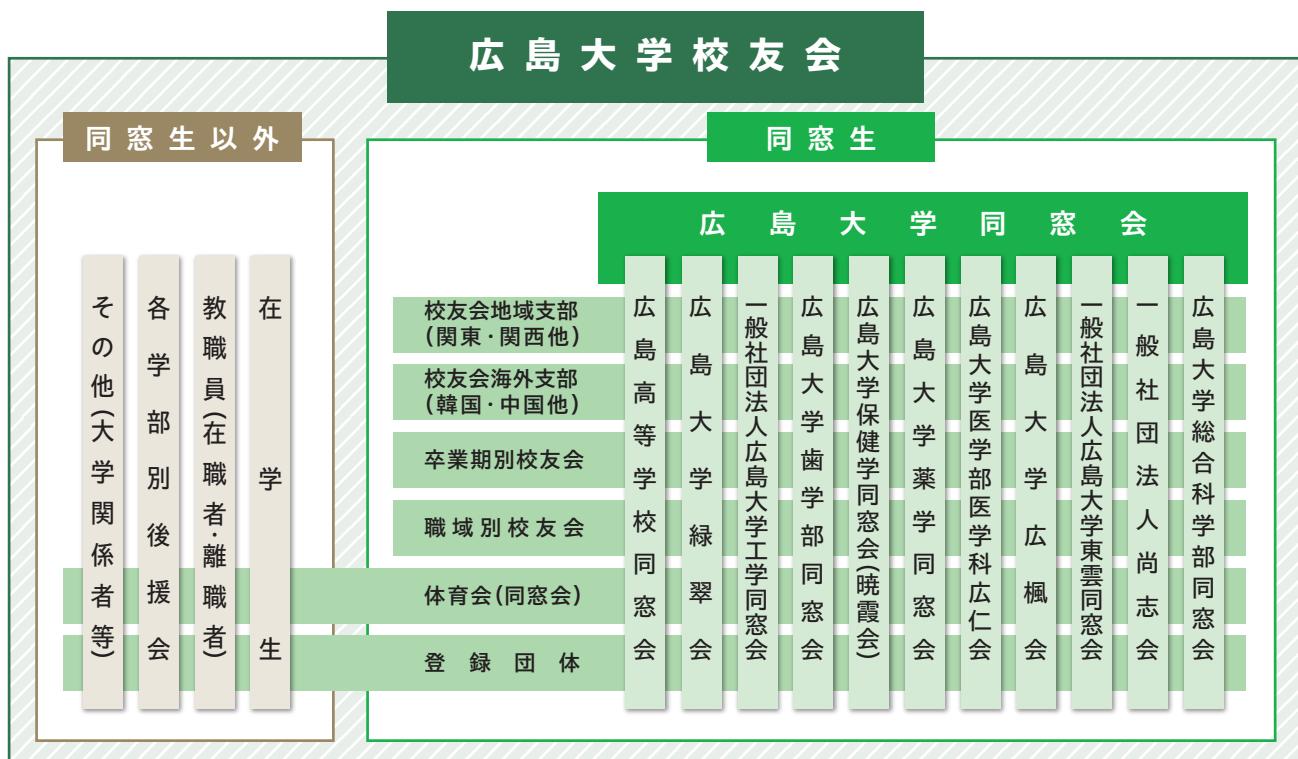
広島大学長  
広島大学校友会会长

越智光夫

『広島大学校友会』は2007年2月に設立され、在学生、職員、同窓生、元職員その他広島大学にゆかりのある個人と団体を包括する組織であります。会員間の交流を促進させるとともに、在学中はもちろん、卒業後も広島大学との架け橋となって、広島大学との絆をつなぎ、広島大学の総合力の強化を図ります。

入会申込手続き等や活動内容は、次のとおりです。これらの活動は会費により支えられておりますので、校友会の支援活動にご理解ご協力をお願いいたします。

## 広島大学校友会組織図



## 入会申込手続き

校友会費は、終身会費 20,000円です。クレジットカード、コンビニ、Pay-easy または払込取扱票でのお手続きが可能です。詳細は Web サイトでご確認ください。



広島大学校友会  
入会申込手続き

## 個人情報の取り扱い

校友会では、「広島大学校友会プライバシーポリシー」に基づき個人情報について適切な方法で取得・管理し、利用目的以外の目的では利用しません。なお、利用目的の範囲内で、各学部後援会、各同窓会及び広島大学に取得した個人情報を提供することがあります。



広島大学校友会  
プライバシーポリシー

# 校友会の主な事業

## 在学生支援

広島大学校友会では、その目的の一つに「広島大学の学生の諸活動に対する支援」を掲げており、  
在学生のサポートに力を入れています。

### ドリームチャレンジ賞

学術・文化・スポーツ等における学生の自主的な活動に活動資金を支援しています。これまで  
計19回実施した結果、683件の提案に対して総額10,461万円を助成しています。公募は年1回行  
われ、広島大学校友会正会員※3名以上を含む広島大学学生のグループによる取組みであること  
を応募資格としております。



ドリーム  
チャレンジ賞

#### 支援事例



広島大学体育会馬術部

活動テーマ：地域を巻き込んだ循環型農業の実現  
～「優勝堆肥」でリサイクル！～



広島大学吹奏楽団

活動テーマ：「楽奏」(がくそう)



広島大学体育会自動車部

活動テーマ：ジムカーナ、ダートトライアルおよび  
フィギュアでの全日本大会制覇

### 課外活動援助金支援

地区予選等を経て全国・世界的規模の大会に出場した課外活動団体に対し、遠征費、奨励金を  
援助しています。これまでのべ336団体に総額5,195万円を助成しています。公募は年1回行われ、  
申請者が広島大学校友会正会員※であることを応募資格としております。



課外活動  
援助金支援

#### 支援事例



体育会ハンドボール部



体育会サッカー部



体育会剣道部

※正会員…校友会に終身会費（¥20,000）を納付された方

# 校友間の交流事業・情報共有

広島大学校友会は、校友間の交流事業や情報共有を目的とした会報誌の発行・メールマガジンの配信を実施しています。

## ホームカミングデー

広島大学ホームカミングデーは、年に一度、在学生、卒業生、保護者、教職員、地域の皆様など広島大学に関わる方々やご支援いただく方々が一堂にキャンパスに集い、共に広島大学を盛り上げ、交流を深めるイベントです。毎年11月の第1土曜日に開催しており、メイン会場の広島大学サタケメモリアルホールで行われるオープニングセレモニーや著名人による講演会のほか、学部・研究科ごとの催しや連携する市町による物産展、学生によるステージ企画などを実施。多くの来場者に楽しんでいただいている。2021年度からはオンライン特設サイトも開設し、現地にお越しになれない方々へも本学の今の様子をお伝えしています。



ホームカミングデー



オープニングセレモニー



著名人による講演会・トークショー



学生ステージ企画



保護者向け地域懇談会



学部・研究科企画（理学部）



連携市町等の物産展

## 会報誌「校友会だより」の発行

校友会の活動、学生支援の成果をはじめ、広島大学の動きや卒業生の活躍などの情報を発信します。「校友会だより」を年2回発行し、お届けします。



広島大学  
校友会だより

校友会だより第38号  
(2025年9月発行)

## 校友会メールマガジンの配信

会員用Webサービスにご登録いただいた方へ毎月、広島大学の情報を配信します。校友会への入会の有無に関わらず利用できるサービスですので是非ともご登録ください。

※新入生のみなさまには、入学後に大学の学内システムを通じてサービス登録のご案内を差し上げますので、ご案内までしばらくお待ちください。



会員用 Web  
サービス

## 会員特典

校友会へ入会された方は、「広島大学校友会 Club Off」や会員証等提示による  
学内外施設等での割引など、各種サービスをご利用いただけます。



会員特典



広島大学校友会 Club Off

*Enjoy Your Life!*



### 広島大学校友会 Club Off とは

グルメ、レジャー、学びなど、国内外20万件以上の優待特典が使い放題のおトクなサービスです。広島大学校友会正会員なら、本人はもちろんご家族もお使いいただけます。

POINT 01

会報誌  
**校友会だより**  
Webで読める！

POINT 02

「広島大学校友会Club Off」で  
国内外20万件以上の  
施設・サービスを優待価格で  
利用できる！

## 校友会学生チーム

広島大学校友会学生チームは、「卒業生・地域・企業とつながる」をテーマに、メンバーの興味関心に基づいて、さまざまなプロジェクトに楽しくかつ真剣に取り組んでいます。

大学に入学したら新しいことにチャレンジしてみたいというみなさん、学生チームまでお気軽にご連絡ください！

学生チーム E-mail: [kotoshino.huhcd@gmail.com](mailto:kotoshino.huhcd@gmail.com)

### 活動内容例

- ホームカミングデーの企画・運営
- ひろしまフラワーフェスティバルなどのイベントへの出展
- 広島大学校友会会報誌の取材など各種広報活動への参加
- 広島大学卒の先輩へのインタビュー取材同行



ホームカミングデーの企画・運営



ラジオ出演



ホームカミングデーの学生スタッフ一同

## 広島大学校友会会則

平成19年2月27日  
広島大学校友会設立総会承認

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 会員（第4条～第9条）
- 第3章 役員（第10条～第20条）
- 第4章 会議（第21条～第25条）
- 第5章 支部及び登録団体（第26条～第27条）
- 第6章 会計（第28条）
- 第7章 事務局（第29条）
- 第8章 その他（第30条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 本会は、広島大学校友会と称し、通称は、フェニックスクラブとする。

#### （目的）

第2条 本会は、広島大学のアイデンティティ、建学の精神「自由で平和な一つの大学」を共有し、広島大学の学生、職員、同窓生、元職員その他広島大学に深い係わりのある個人及び団体（以下「校友」という）で構成するコミュニティーであり、その育成及び発展を通じて、広島大学の教育力・研究力の向上を図ることを目的とする。

#### （事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 校友間の情報交換と情報共有の促進
- (2) 広島大学の学生の諸活動に対する支援
- (3) 校友相互の交流を図る事業
- (4) 広島大学の社会貢献活動に対する支援
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

#### （会員の構成）

第4条 本会の会員は、正会員、準会員及び賛助会員で構成する。

#### （正会員）

第5条 正会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 広島大学の学生、卒業・修了生及び職員（退職者を含む。）のうち会費を納入した者
- (2) 前号に掲げる者以外の広島大学に関係する個人のうち会費を納入した者

#### （準会員）

第6条 準会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 広島大学の卒業・修了生等により構成される同窓会等に属する者のうち正会員でない者
- (2) 広島大学の各学部の後援会に属する者のうち正会員でない者
- (3) 広島大学の学生及び職員のうち正会員でない者（賛助会員）

第7条 賛助会員は、本会の事業を賛助する個人及び団体とする。

#### （退会）

第8条 会員は、本会を退会することができる。ただし、既納の会費等は、返還しない。

#### （除名）

第9条 本会の名譽を著しく傷つける行為をしたとき、理事会の議を経て会員を除名することができる。

### 第3章 役員

#### （役員）

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 顧問及び特別顧問若干人
- (3) 副会長若干人
- (4) 理事50人程度
- (5) 常任理事若干人
- (6) 幹事20人程度
- (7) 代議員各登録団体から1人
- (8) 特別フェロー
- (9) 監事2人

#### （役員の任期）

第11条 役員（会長及び顧問を除く。以下この条において同じ。）の任期は3年とし、再任を防ぐ。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （会長）

第12条 会長は、広島大学長をもって充てる。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

#### （顧問及び特別顧問）

第13条 顧問は、広島大学長経験者をもって充てる。

2 特別顧問は、大学に関し、広くかつ高い識見を有する学外者のうちから理事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び特別顧問は、会長の諮問に応じ、助言する。（副会長）

第14条 副会長は、理事のうちから理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

#### （理事）

第15条 理事は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 理事は、会長を補佐し、会務を企画し、執行する。（常任理事）

第16条 常任理事は、理事のうちから会長が指名する。

2 常任理事は、会長の指示により、その職務を代行する。（幹事）

第17条 幹事は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 幹事は、事務局と連携し、第3条に規定する事業企画・推進を行う。（代議員）

第18条 代議員は、第27条に規定する登録団体からの推薦に基づき理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 代議員は、会務の方針について協賛する。（特別フェロー）

第19条 特別フェローは、校友会活動に顕著に貢献した者とし、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 特別フェローは、会務の方針について協賛する。（監事）

第20条 監事は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2 監事は、会務及び会計を監査する。

### 第4章 会議

#### （会議の種類）

第21条 本会の会議は、総会、理事会、常任理事会及び幹事会とする。（総会）

第22条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長、顧問、特別顧問、副会長、理事、常任理事、幹事、代議員、特別フェロー及び監事をもって構成する。

会員は、総会に出席して、意見を述べることができる。

2 定時総会は、3年に1回開催し、臨時総会は、会長又は監事が必要と認めたとき又は理事の半数以上から開催請求があったときに開催するものとする。

3 総会は、会長がこれを招集し、その議長となる。

4 総会の開催は、開催日の2週間前までに、構成員に対して期日、場所等を適切な方法により周知する。

5 総会は、次の事項について審議する。

(1) 本会の解散

(2) その会長が必要と認める事項

6 総会の決議は、出席した構成員の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の規定にかかわらず、本会の解散の決議については、出席した構成員の4分の3以上の同意をもってこれを決する。（理事会）

第23条 理事会は、会長、顧問、特別顧問、副会長、常任理事及び理事で構成する。

2 会長は、必要に応じて、理事会を招集し、その議長となる。

3 理事会は、次の事項について審議する。

(1) 特別顧問、副会長、常任理事、理事、幹事、代議員及び監事の選任に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 会則の改正に関する事項

(4) 事業計画及び事業報告に関する事項

(5) 支部及び登録団体の認定に関する事項

(6) 会員の除名処分に関する事項

(7) その他本会の運営に関し必要な事項

4 理事会は、構成員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任事項を明示した委任状をもって議長に委任した者は、出席者とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の規定にかかわらず、第3項に規定する審議事項のうち、次に掲げる事項について審議するときは、出席者の3分の2以上で可決する。

(1) 会則の改正に関する事項

(2) その会長が必要と認める事項

（常任理事会）

第24条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事で構成する。

2 会長は、必要に応じて、常任理事会を召集し、その議長となる。

3 常任理事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 事業計画案の策定に関する事項

(2) 予算案及び決算案に関する事項

(3) 事業の実施方針に関する事項

(4) その他理事会から付託された事項

4 常任理事会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任事項を明示した委任状をもって議長に委任した者は、出席者とみなす。

5 常任理事会の議事は、出席者の過半数でこれを可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 常任理事会は、必要があると認めるときは、幹事又は監事の出席を求め、その意見を聴くことができる。（幹事会）

第25条 幹事会は、事務局長、常任理事、幹事及び事務局員で構成する。

2 会長は、必要に応じて、幹事会を召集し、その議長を任命する。

3 幹事会は、次に掲げる事項について審議するとともに、事業を実施する。

(1) 事業計画案の企画・立案に関する事項

(2) 事業の実施に関する事項

### （3）その他事務局長が必要と認める事項

## 第5章 支部及び登録団体

#### （支部）

第26条 本会に、支部を置く。

2 支部は、別表に掲げる同窓会及び後援会をもつて充てる。

3 支部に、支部長を置き、それぞれの長（代表）をもつて充てる。

4 支部長は、支部の業務を総理する。（登録団体）

第27条 本会に、登録団体を置く。

2 登録団体は、理事会が認める支部以外の団体をもつて充てる。

## 第6章 会計

#### （会計）

第28条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもつて充てる。

2 会費等は、別に定める。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 本会の収支決算は、毎年度終了後3月以内に編成し、監事の監査を経て、理事会の議決を得なければならない。

## 第7章 事務局

#### （事務局）

第29条 本会に、その業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、広島大学内に置く。

3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局長及び事務局員は、広島大学の職員のうちから広島大学長が推薦し、会長が委嘱する。

5 事務局長は、事務局の業務を総理する。

6 事務局員は、事務局の業務を処理する。

## 第8章 その他

#### （雑則）

第30条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附 則

1 この会則は、平成19年2月27日から施行する。

2 この会則施行後最初に委嘱される副会長、理事、幹事、代議員及び監事については、第14条第1項、第15条第1項、第17条第1項、第18条第1項及び第20条第1項の規定にかかわらず、旧広島大学校友会設立発起人会の推薦により、会長が委嘱する。

## 附 則

この会則は、平成19年5月14日から施行する。（略）

## 附 則

この会則は、令和7年6月16日から施行する。

#### 別表（第26条関係）

#### 同窓会

広島大学同窓会

一般社団法人尚志会

一般社団法人広島大学東雲同窓会

広島大学広楓会

広島大学医学部医学科広仁会

広島大学保健学同窓会（曉霞会）

広島大学薬学生同窓会

広島大学歯学部同窓会

一般社団法人広島大学工学部同窓会

広島大学翠翠会

広島高等学校同窓会

広島大学体育会同窓会

広島大学関東ネットワーク

韓国広島大学総同窓会

広島大学中国校友会

広島大学台湾校友会

広島大学ベトナム校友会

広島大学ブラジル校友会

広島大学ミャンマー校友会

広島大学マレーシア校友会

広島大学カンボジア校友会

広島大学マダガスカル校友会

## 広島大学校友会役員

2025年10月現在

会長	越智光夫	広島大学長
顧問(兼)副会長	原田康夫	広島大学同窓会会长・元広島大学長
顧問	牟田泰三	元広島大学長
顧問	浅原利正	前広島大学長
特別顧問	岡島鉄也	株式会社中国新聞社代表取締役社長
特別顧問	部谷俊雄	株式会社ひろぎんホールディングス代表取締役社長
特別顧問	小田宏史	株式会社もみじ銀行取締役会長
特別顧問	木原和由	東広島商工会議所会頭
特別顧問	松本和久	株式会社サタケ代表取締役社長
特別顧問	小丸成洋	福山通運株式会社代表取締役会長
特別顧問	宮迫良己	株式会社中国放送代表取締役社長
副会長	山根恒弘	広島大学同窓会副会長・広島大学体育会同窓会会长
副会長	富田知弘	一般社団法人広島大学工学同窓会会长
副会長	原田昭	広島大学医学部医学科広仁会会长
副会長	石通宏行	広島大学歯学部同窓会会长
常任理事	桂彬眞	広島大学体育会同窓会副会長
常任理事	水田勉	一般社団法人尚志会理事長
常任理事	荒本徹哉	広島大学広楓会会长
常任理事	津賀一弘	広島大学理事・副学長(社会連携・基金・校友会担当)

理事 前延国治	広島大学総合科学部同窓会会长
理事 田中伸武	広島大学総合科学部同窓会副会長
理事 中山富廣	一般社団法人尚志会常務理事
理事 尾形完治	一般社団法人広島大学東雲同窓会理事長
理事 松村静海	一般社団法人広島大学東雲同窓会専務理事
理事 信末一之	広島大学広楓会副会長
理事 丸山博文	広島大学医学部医学科広仁会副会長
理事 高橋真	広島大学保健学同窓会(暁霞会)会長
理事 関川清一	広島大学保健学同窓会(暁霞会)副会長
理事 小澤孝一郎	広島大学薬学同窓会会长
理事 倉本康弘	広島大学薬学同窓会副会長
理事 石田秀幸	広島大学歯学部同窓会副会長
理事 出本政徳	一般社団法人広島大学工学同窓会専務理事
理事 石津敏之	広島大学緑翠会会长
理事 西堀正英	広島大学緑翠会副会長
理事 千野信浩	広島大学関東ネットワーク世話人代表
理事 山坂哲郎	広島大学・千田塾会長
理事 今井絵美	広島大学・千田塾専務理事
理事 金範基	韓國広島大学総同窓会会长
理事 林佐平	広島大学中国校友会会长
理事 歐元韻	広島大学台湾校友会会长
理事 Nguyen Tien Luc	広島大学ベトナム校友会会长
理事 大西博巳	広島大学ブラジル校友会会长
理事 kyaw kyaw khaung	広島大学ミャンマー校友会会长
理事 Muhammad Zulkefeli	広島大学マレーシア校友会会长
理事 ニス・ブンライ	広島大学カンボジア校友会会长
理事 シティ・マイムナ	広島大学校友会インドネシア・チャプター会長
理事 ランジャン・プラカシュ・シュレスタ	広島大学校友会ネパール・チャプター会長
理事 山田俊弘	広島大学総合科学部長
理事 安嶋紀昭	広島大学文学部長
理事 丸山恭司	広島大学教育学部長
理事 吉中信人	広島大学法学部長
理事 森良次	広島大学経済学部長

理事 水田勉	広島大学理学部長
理事 志馬伸朗	広島大学医学部長
理事 柿本直也	広島大学歯学部長
理事 黒田照夫	広島大学薬学部長
理事 矢吹彰広	広島大学工学部長
理事 島田昌之	広島大学生物生産学部長
理事 土肥正	広島大学情報科学部長
理事 松見法男	広島大学大学院人間社会科学研究科長
理事 茶谷直人	広島大学大学院先進理工系科学研究科長
理事 船津高志	広島大学大学院統合生命科学研究科長
理事 岡村仁	広島大学大学院医系科学研究科長
理事 東幸仁	広島大学原爆放射線医科学研究所長
理事 安達伸生	広島大学病院長
理事 市橋勝	広島大学大学院国際協力研究科長
理事 野田和裕	広島大学法科大学院長
理事 石井抱	スマートソサエティ実践科学研究院長
幹事 坂田桐子	広島大学グローバルキャリアデザインセンター長
幹事 千野信浩	広島大学東京オフィス所長、校友会東京事務局長
幹事 土肥博雄	広島大学学長特命補佐(校友会・基金担当)
幹事 萩田典男	広島大学大学院先進理工系科学研究科教授(総合科学部)
幹事 前野弘志	広島大学大学院人間社会科学研究科教授(文学部)
幹事 高旗健次	広島大学大学院人間社会科学研究科教授(教育学部)
幹事 森良次	広島大学大学院人間社会科学研究科教授(法学部・経済学部)
幹事 中本知範	広島大学東広島地区運営支援部理学系支援室長
幹事 西名大作	広島大学大学院先進理工系科学研究科教授(工学部)
幹事 西堀正英	広島大学大学院統合生命科学研究科教授(生物生産学部)
幹事 高橋与志	広島大学大学院人間社会科学研究科教授(国際協力研究科)
幹事 二川浩樹	広島大学大学院医系科学研究科教授
幹事 小濱意三	広島大学大学院人間社会科学研究科教授(法務研究科)
幹事 相原玲二	広島大学上席特任学術研究員
幹事 丸田孝志	広島大学文書館長
幹事 畑尾武海	広島大学基金室長
監事 羽山信宏	一般社団法人広島大学工学同窓会顧問
監事 下田修二	元広島大学霞地区運営支援部長



広島大学校友会に関する問い合わせ先

## 広島大学校友会事務局

〒739-8511 東広島市鏡山1丁目3番2号  
TEL (082)424-6015 8:30~17:00(土日祝日は除く)  
E-mail: soumu-koyu@office.hiroshima-u.ac.jp  
URL: <https://www.hiroshima-u.ac.jp/koyukai/>

